

随意契約理由書

| | | |
|---|--|---|
| 契 約 内 容 | 件名等 | (契約番号) 2025000696 渋佐樋門修繕工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市原町区下渋佐字大身地内 |
| | 種類 | 工事 |
| 相 手 方 | 名称 | 東開工業株式会社 |
| | 代表者 | 代表取締役 高野 次郎 |
| | 所在地 | 福島県 福島市 佐倉下字観音堂11番地の3 |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 2号 | その性質又は目的が競争入札に適さないもの |
| | <input type="checkbox"/> 3号 | 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 |
| | <input type="checkbox"/> 4号 | 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ |
| | <input type="checkbox"/> 5号 | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき |
| | <input type="checkbox"/> 6号 | 競争入札に付することが不利と認められるとき |
| | <input type="checkbox"/> 7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき |
| | <input type="checkbox"/> 8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき |
| | <input type="checkbox"/> 9号 | 落札者が契約を締結しないとき |
| 随 意 契 約 理 由 の 説 明 | 【具体的に記入すること】 当該工事は、南相馬市が所有する渋佐排水樋門において、点検報告により減速機付近のゲートオイル漏れが判明し、ゲート2基中1基が作動できない状況であるため排水樋門のゲートを更新する工事である。本工事の実施に際しては、施設の稼働を停止することとなり、不稼働による農地への影響を及ぼさないよう期間内に適切に工事を実施する必要がある。また、機器類の更新後、施設の安定的な稼働や施設機器類の総合調整を行う必要があるため、本施設を製造・設置した業者であり、本施設の構造、機器類を熟知している当該業者しか対応できないことから随意契約とするものである。 | |
| 工事等担当課名 〔 農林水産部農林整備課 〕 | | |

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

| | | |
|---|---|--|
| 契 約 内 容 | 件名等 | (契約番号) 2025000699 亜炭鉱害復旧施設維持管理事業 水処理施設修繕工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市鹿島区浮田字上浮田地内 |
| | 種類 | 工事 |
| 概 要 | 概要 | 鹿島地区水処理施設 送水管洗浄 N=1式 沈殿分離槽ガータ及び歩廊塗装 N=1式 フィルタープレス整備 N=1式 計装整備点検 N=1式 |
| | 名称 | 三菱マテリアルテクノ株式会社 常磐支店 |
| 相 手 方 | 代表者 | 支店長 藤田 秀綱 |
| | 所在地 | 福島県 いわき市 小名浜字吹松15-1 |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 2号 | その性質又は目的が競争入札に適さないもの |
| | <input type="checkbox"/> 3号 | 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 |
| | <input type="checkbox"/> 4号 | 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ |
| | <input type="checkbox"/> 5号 | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき |
| | <input type="checkbox"/> 6号 | 競争入札に付することが不利と認められるとき |
| | <input type="checkbox"/> 7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき |
| | <input type="checkbox"/> 8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき |
| | <input type="checkbox"/> 9号 | 落札者が契約を締結しないとき |
| 随 意 契 約 理 由 の 説 明 | 【具体的に記入すること】 当該工事は、鹿島地区水処理施設において、通常運転に支障をきたす恐れのある送水配管、送水ポンプの洗浄工事と、沈殿分離槽ガータ、歩廊及び手摺、昇降タラップの塗装、フィルタープレスの濾布交換、計装整備点検を実施する工事である。本工事の実施に際しては、施設の稼働を停止することとなり、不稼働による近隣への影響を及ぼさないよう期間内に適切に工事を実施する必要がある。また、機器類の更新後、施設の安定的な稼働や施設機器類の総合調整を行う必要があるため、本施設を製造・設置した業者であり、本施設の構造、機器類を熟知している当該業者しか対応できないことから随意契約とするものである。 | |
| 工事等担当課名 [農林水産部農林整備課] | | |

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

| | | |
|---|---|--|
| 契 約 内 容 | 件名等 | (契約番号) 2025000750 牛越浄水場除鉄室No. 1PAC注入機更新工事 |
| | 履行場所 | 南相馬市原町区牛越字下川原 地内 |
| 契 約 内 容 | 種類 | 工事 |
| | 概要 | 【薬品注入機器更新】 ・PAC注入機 1台 ポンプ型：液中ピストンポンプ（NKW-50VL-CSH） 吐出量：0.315～63.3ml/min 最大吐出圧：1.0MPa |
| 相 手 方 | 名称 | 株式会社ウォーターテック 東北営業所 |
| | 代表者 | 所長 大隅 昌平 |
| | 所在地 | 宮城県 仙台市 宮城野区榴岡二丁目2番10号 |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 2号 | その性質又は目的が競争入札に適さないもの |
| | <input type="checkbox"/> 3号 | 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 |
| | <input type="checkbox"/> 4号 | 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ |
| | <input type="checkbox"/> 5号 | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき |
| | <input type="checkbox"/> 6号 | 競争入札に付することが不利と認められるとき |
| | <input type="checkbox"/> 7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき |
| | <input type="checkbox"/> 8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき |
| | <input type="checkbox"/> 9号 | 落札者が契約を締結しないとき |
| 随 意 契 約 理 由 の 説 明 | 【具体的に記入すること】 本工事は、牛越浄水場の原水ポンプ室に設置してある老朽化したPAC（ポリ塩化アルミニウム）注入ポンプの更新を行うものである。当該設備は水道原水に含有している微細な異物を除去するための薬品注入設備で、水質保全を維持するために重要な機器である。 更新を行うPAC注入ポンプのコントローラ設備と既設薬品注入電気盤に互換性が生じ、当該設備の総合試運転調整においては、既設設備を製造・設置したメーカーである株式会社ウォーターテック東北営業所以外では、工事が困難であるため随意契約とするものである。 | |
| 工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕 | | |

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。